

那須塩原市農業委員会

第 2 7 回総会議事録

令和元年 9 月 2 5 日(水)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和元年9月25日(水) 午後1時30分～ 午後2時18分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	15	君島 良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	12	渡邊 透
〃	2	島田 晴子	〃	13	人見 二三夫
〃	4	三本木 直人	〃	14	大田原 重夫
〃	5	藤田 利男	〃	16	大根田 昇
〃	6	辻野 京子	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	18	木村 孝子
〃	8	益子 丈弘	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久	〃	20	石崎 清

4. 欠席委員：なし

5. 参集農地利用最適化推進委員：5名

推進委員	大野 雅巳	推進委員	木村 光男
〃	後藤 恵子	〃	荻原 芳久
〃	市川 一男		

6. 議事録署名人の指名：13番人見二三夫委員、14番大田原重夫委員

7. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて(法第5条関係)
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 令和2年度市農業等施策及びに予算に関する要望書(案)の承認について

8. 事務局職員

事務局長	久留生 利美	農地係長	新巻 昭美
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農地係主任	田端 政則

9. 傍聴人：なし

《会議内容》

久留生事務局長

みなさんこんにちは。

時間前なのですが、差し替えの方の関係でお知らせしたいと思います。

議案の追加に伴いまして、差し替えをお願いする次第の方が机の上に置いてあるかと思えます。その下に議案第8号という事で、こちらが要望書の案の承認という事でございます。

それでは、那須塩原市農業委員会第27回総会の開会に先立ちまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

君島良一 会長

《あいさつ》

久留生事務局長

ありがとうございました。

それでは、総会の議長につきましては、総会規則第5条の規定に従いまして会長が務めることとなります。よろしくお願いいたします。

《開会のブザー》

議長

ただ今より、那須塩原市農業委員会第27回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員20名全員でございますので、総会は成立していることを報告いたします。次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することで、ご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号13番人見二三夫委員と議席番号14番大田原重夫委員を、指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「買受適格証明願いについて(法第5条関係)」を議題といたします。

番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員

議案第1号、番号1番について、調査班を代表して報告します。競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。願い出人・土地の所有者・債務者・債権者・土地の所在・地目・面積・入札状況は議案書記載のとおりです。競売地は、板室市営駐車場より東へ2.5キロメートルに位置しています。現地調査は、9月19日、午前9時25分に行いました。競売地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。競売への参加目的は、太陽光発電事業です。ソーラーパネル336枚とパワーコンディショナー1台を設置し、年間発電量は、105,604キロワットアワーを見込んでいます。給排水の計画はなく、雨水は願い出人が落札した際に地質調査を行い、必要に応じた雨水浸透処理施設を設置し処理します。現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、証明することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第2号、番号1番について、調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、9月16日、午後1時15分頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、田舎ランド鳴内より南東へ約700メートルに位置しています。売買する理由としては、当該農地が公図と現況が大きく異なっており、一致するために測量等の費用が大きいこと、譲渡人は大工が本業であることから、当該農地を有効に利用することは困難であると考えられ、隣接地を所有・耕作している譲受人に譲渡し、農地を有効活用するとともに、将来のいさかいを回避するものです。譲受人の経営状況は、5.3ヘクタールの農地全面に牧草を作付しており酪農経営をしております。成牛15頭、育成牛5頭を飼養している状況です。申請地の耕作予定は、1,585平方メートル全部に牧草の作付けを予定しております。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

番号2番の調査報告の前に譲受人である法人が、農地所有適格法人として適格であるか事務局の確認報告を求めます。

事務局

それでは議案書3ページをご覧ください。初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。借手人は令和元年6月に設立された株式会社でございます。定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。当該法人は売上高の全てが農業売上であることから、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。続いて社員（構成員）要件の欄でございます。定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有していると認められますので議決権要件を満たしております。最後に業務執行役員要件の欄でございます。業務執行役員が年間150日以上農業に従事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たしております。以上のことから、番号2番の借手人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長

適格性の確認報告が終わりました。

番号2番について、人見二三夫委員の報告を求めます。

人見二三夫 委員 議案第2号、番号2番について、調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、9月11日、午後2時頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、戸田調整池より東へ約2キロメートルに位置しています。賃借する理由としては、貸手人は高齢の為、規模縮小を考えており、借手人は新規参入であり、これから農業をしていきたいという事でございます。借手人の経営状況は、借手人は新規参入ですが、実家が農業を営んでいるため、約15年間に渡り農業に携わりその経験を有するという事です。申請地の耕作予定は、ブルーベリーを作付け予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告をおわります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について 質疑、ご意見はございますか。

稲垣政一 委員 法人の適格という事なのですが、直近の売上高で、農業売上見込高がなしとなっているのですが、見込みはないのですか、やるからには売り上げはあるのではないのですか。

事務局 新規参入なので、直近の見込みはなく、ブルーベリーの作付けで、3年ぐらいい見込みがないという事になっております。

稲垣政一 委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、人見二三夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

番号3番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛 委員 議案第2号、番号3番について、調査結果を報告します。農地を贈与する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、9月18日、午後6時頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立南小学校より東へ400メートルに位置しています。贈与する理由としては、譲渡人と譲受人は親子ですが、譲受人が高齢になったことと、長年農作業を手伝ってきた譲受人の夫婦が勤めが定年になったことで農地を贈与したいとのことです。譲受人の経営状況は、夫婦で年間180日以上、198アールの作業をする予定です。申請地の耕作予定ですが、引き続き稲作ですが、やがて耕作面積を増やしたいという希望もあるという事です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地に貸駐車場を整備するための申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR那須塩原駅西口より南西へ約700メートルに位置しています。現地調査は、9月19日、午前10時45分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種低層住宅専用地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、当地は義父が耕作していましたが、高齢になっており、会社側から貸駐車場にしてはとの相談があり、申請に至りましたという事です。事業計画は、申請地に23台分の貸駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。隣接農地との間に畦畔等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人 委員 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に既存敷地を拡張するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR西那須野駅より南西へ約2キロメートルに位置しています。現地調査は、9月20日、午前9時50分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、譲受人は鉄骨の組み立て、加工、溶接工事を行っておりますが、ますます需要が見込まれ、現在の工場だけでは手狭になったため今回の申請に至りました。事業計画は申請地に既存作業所を拡張し、5tクレーン2基と10tクレーン1基を設置するとともに、資材置場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は雨水浸透処理施設を設置し処理します。隣接農地との間に土留めコンクリートを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

渡邊透 委員	番号2番について、渡邊透委員の報告を求めます。
	<p>議案第4号、番号2番について調査班を代表して報告します。賃借によりコンビニエンスストアを建築するための申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市役所より南西へ200メートルに位置しています。現地調査は、9月19日、午前11時頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分になり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請地の道路向かいにあり、既存店舗の建物や設備が古く、敷地も狭く現在のコンビニ経営に対応できないため、本件の申請をしたとのこと。事業計画は申請地に、店舗を建築し、普通車21台分と大型車2台分の駐車場を整備する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。フェンス等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>番号2番について質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、渡邊透委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。</p>
石崎清 委員	<p>番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。</p> <p>議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。申請人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。申請地は、高林公民館より北北西へ250メートルに位置しています。現地調査は、9月19日、午前9時55分頃に行いました。変更の目的は、非農地証明を前提とした農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由としては、平成14年に相続により所有者になり、地元には居住してなく、今後農地として利用することがない考えであり、今回の申請に至ったとのこと。申請地は、20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。調査の結果、除外後の非農地証明は証明が可能であると考えます。地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>番号1番について質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、石崎清委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号1番については、変更相当として、市長へ回答いたします。</p> <p>次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。</p>

番号1番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市立東那須野中学校より北西へ約50メートルに位置しています。現地調査は、9月19日、午前10時35分頃に行いました。願い出地の現況は、山林となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、航空写真が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、証明することに決しました。

番号2番について、伊藤順久委員の報告を求めます。

伊藤順久 委員 議案第6号、番号2番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、下井口自治公民館より北西へ約750メートルに位置しています。現地調査は、9月20日、午前9時20分頃に行いました。願い出地の現況は、道路となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、隣接地の家屋全部事項証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、伊藤順久委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、証明することに決しました。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定められていることから協議があったものです。議案書8ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は31,488平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員から報告書の提出をいただきましたが、同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題はないと思われまます。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

石崎清 委員 確認なのですが、あっせん農地の売買をしたと思うのですが、あっせんの場合の優遇税制ありますよね。あっせんの場合だと、私の記憶だと1,500万くらいかと思ったのですが、もしあっせんをしないで農地の売買を農家を通してやった場合の、優遇税制は普通一般的には、800万だと私は思っていたのですが、その確認のために事務局にお聞きしたいのですが。

事務局 手持ち資料がないので、はっきりした数字の方はお答えできないので申し訳ございません。

議長 あとで、事務局の方から回答するという事で、よろしくをお願いします。

石崎清 委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は、事務局提案のとおり、決定することに決しました。

次に、議案第8号「令和2年度市農業等施策及び予算に関する要望書（案）の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第8号につきましてご説明させていただきます。冒頭に追加としてお配りさせていただいた資料になります。こちらの案につきましては、8月の全員協議会等におきまして、一度皆様からご意見をいただいております。その内容を反映して取りまとめた内容となっております。この後10月7日に会長をはじめとした3役により、市長に要望書の提出を行う予定となっております。それでは、表紙を除いて要望書の3枚目、下に1ページと書いてあるところをご覧ください。まず、要望事項の1点目ですが、家族農業経営の維持と支援についてということで要望の概要になりますが、現在の国を始めとした県や市などでは、担い手への農地の集積・集約化を推進しており、国・県では大規模経営体への支援に重点を置いている所です。しかし、本市の農業情勢の場合、現在もさることながら、将来にわたり中小規模の家族農業経営の支えが必要であり、国等の支援を受けることが難しい中小規模の農家に対する支援が必要であることから、家族農業経営の維持と支援のため、農業経営経費や高品質、高付加価値化への取り組みに対する、市独自の支援制度及び、親元就農者に対する市独自の支援制度の整備を要望する内容となっております。2ページの要望事項の2点目ですが、遊休農地の対策についてということで、概要になりますが、市内の遊休農地につきましては増加傾向にあり、農家の高齢化や後継者不足にあいまって、今後も増加することが推測されております。農業委員会で、現在確認している遊休農地のうち、大部分につきましては、再生をめざす遊休農地として整理していることから、今後の対策としまして、対象地域の制限や、補助対象者等の実施要件の緩和した、市独自の再生に必要な支援制度の整備を要望する内容となっております。その下、要望事項の3点目ですが、鳥獣被害対策についてということで、概要になりますが、鳥獣被害対策につきましては、市において各種施策に取り組みをしておりますが、その被害額につきましては、平成27年度の被害額と比較して平成30年度もほぼ横ばいの状況が続いている状況にあります。市の方で今後の取り組みとしまして、鳥獣被害が把握できる分布図の作成や鳥獣被害実施隊の立ち上げを予定しているということから、今後の鳥獣被害対策としましてこれらの事業の効果・成果を十分に分析し、鳥獣被害額が減少の一途をたどるよう、創意工夫を

重ねた粘り強い取組について要望する内容となっております。3ページ、最後の4点目になりますが、圃場整備の推進についてということで、概要になりますが、先ほどのとおり担い手への農地の集積・集約化を推進しているところですが、担い手は条件の悪い農地を借り受けないことから、その農地の後継者が不在になった際に、その農地が遊休農地になってしまうという事は危惧されます。その対策としまして、圃場整備が有効な手段の一つであると考えられますことから、圃場整備の推進に関しまして、地域ごとの状況を分析の上、圃場整備の実施が望ましいと思われる地域に対し、圃場整備事業の情報提供及び、事業の推進にあたり農家の合意形成を図っていくうえで、諸課題を解決できる市独自の支援制度の整備を要望する内容となっております。なお、こちらの要望事項ですが内容につきましては修正はありませんが、若干の文言の修正につきましては、公文書のほうよろしく申し上げます。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

内容については、10月7日に、私と職務代理人と運営委員長で、市長の方に要望することになります。

三本木直人 委員 内容というか、多分この提出が10月7日、その前に市長との懇談会がありますよね。この兼ね合いは、その時にこれを話していいの。

議長 その件については、また全員協議会の方でお願いしたいと思います。この内容について何かありますか。

大根田昇 委員 家族農業経営の維持と支援についてという事で、私ももう何年も前から、ようするに2～3年前から、小さな農家の方も一生懸命やっているんだと、それに対して何らかの支援か補助か、市や県で何かやる事が無いのかなと。ようやくこういった内容が出てきたような感じで、素晴らしいなと思って今聞いていたのですが、ちょっとお尋ねしたいのですが、例えば機械を買うとか、ここに生産コスト低減の支援という事で書いてありますが、一反歩に付きいくらかかそういう支援は、県は考えてないですか。

事務局 一反歩につきというのはないと思うのですが、国県の方ではなかなかここに書いてあるような中小規模の家族農業経営というよりは、担い手への集積・集約化を進めているという事で、大規模な認定農業者であったり形態とか、新規参入の農家の支援政策というのは結構充実しているところなのですが、家族経営に関する支援というのは、私が調べた限りでは制度的には寂しいのかなというのがあって、国・県ではおそらく先ほどの方向性で進んでいるので、なかなか国県では難しいのかなというのがあるので、市独自の支援制度の整備というかたちで要望したいという内容になっています。

大根田昇 委員 ありがとうございました。もう少し具体的な支援策が得られるのかと思って聞いてみたのですが、そのような言葉、気持ちがあるのでしたら、早い話私としては、県・国の方にもいくらか働きかけてもらって、小さな農家の人も一生懸命やっているんですよ。要するにどうしてこの農家離れがあるのかというのは、結局は収入だと思うんですよね。その辺をもう少し考えていただいて。ありがとうございました。

三本木直人 委員 家族経営農家の支援という事で、私なりの考え方としては、一生懸命やっているのはわかります。いろいろな稲作とか。しかし世の中の情勢というか、科学の推移というか、たとえば米、これは1町歩、2町歩やったところで当然合わないと思います。家族経営の支援で、私が思うのはそういった大規模な作物じゃなくて、特色ある農業、小さな面積でもこなせるようなハウ

スとか、特殊な作物とかそういったものを育てるような施策を打っていかなければ、ただ単に小さい農家さんだけを守っていくというのでは、かえって良くない補助金というのか、露出が出る補助金。切るべきものは切るしかない、時代に合わせて変わっていくのも、役所、県も思い切って言っていくと、これも大事なのではないかと、メリハリのある、今までやって来たからそれを守って行くんだというのではなくて、そういった考えも必要なのではないかと思えます。終わります。

議長 ご意見という事でよろしいですか。

具体的に、内容のここを直せというのは無いという事ですよ。

三本木直人 委員 はい、無いです。

議長 その他質疑、ご意見はございますか。

推進委員の方で、何かございませんか。せつかくの機会なので。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は事務局提案のとおり、決定することに決しました。

以上で全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただき ありがとうございます。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第27回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 3 番

1 4 番
